

# 知っ得!せとうち便

## お知らせ



### 国民健康保険被保険者証を発送します

有効期間が8月1日からの国民健康保険被保険者証(以下「保険証」)(藤色)を7月中旬に世帯主宛に特定記録郵便で発送します。

保険証の枚数や記載内容に誤りがないか確認してください。新しい保険証の有効期限は次のとおりです。

【有効期限】  
①昭和25年8月1日以降に生まれた人は令和7年7月31日まで

- ▽補助対象者 ※次の①～④をすべて満たす団体
- ①一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動をしている
  - ②活動をする地域の多数の世帯または住民で構成されている
  - ③活動をする地域の世帯または住民が自由に加入できる
  - ④規約、代表者などを定めている

### ▽補助対象経費

- ①防犯カメラ、録画装置その他防犯カメラと一体的に機能する機器の購入費または賃借料(交付を受けた日の属する会計年度の末日までの賃借料に限る)
  - ②防犯カメラ専用ポールなど機器の設置工事費
  - ③防犯カメラ用ケーブルの設置工事費
  - ④防犯カメラの設置を示す看板などの設置費
  - ⑤その他防犯カメラの設置に必要な経費
- ▽補助金額 防犯カメラ1台につき上限20万円(千円未満の端数は切り捨て)、補助対象経費の3分の2以内

②70歳を迎える人は、70歳の誕生日の当月(1日生まれの方はその前月)まで

※70歳の誕生日の翌月から高齢受給者証の対象になるので、「保険証兼高齢受給者証」を別途発送します。

③75歳を迎える人は、75歳の誕生日の前日まで

### ▽70歳以上の人の自己負担割合

医療機関などの窓口で支払う自己負担割合は、前年度の所得によって決定します。世帯内の国民健康保険加入者の増減や所得に変更があった場合などは、自己負担割合が変わることがあります。

★令和6年12月2日から現行の保険証の発行が廃止されます。マイナンバーカードをお持ちの方は、医療機関・薬局でマイナ保険証としてご利用ください。なお、既に発行されている保険証については、券面に記載されている有効期限まで利用することができます。

▽国保年金医療給付課  
0869・22・1790

### マイナンバーカードの申請・交付休日窓口を開設します!(予約制)

マイナンバーカードの申請・交付休日窓口を開設します。

### ▽取扱内容

申請・交付(カードの受け取り)

### ▽日時

7月14日、8月11日、9月8日(すべて日曜日)

午前9時～正午

### ▽場所 市民課

### ▽持参するもの

【申請するとき】  
運転免許証などの本人確認書類、交付申請書または個人番号通知カード(持っている人のみ)

※瀬戸内市に住民登録がある人が対象です。  
【カードを受け取る時】  
郵送された交付通知書兼照会書(はがき)に記載している必要書類

※申請・交付ともに予約制です。平日の午前8時30分から

午後5時までに、市民課へ電話で予約してください。

※休日窓口の前開庁日午後5時までに予約がない場合、休日窓口の開設は行いませんのでご注意ください。

### ▽市民課

0869・22・1115

### 幼児教育・保育の無償化の請求手続きを

「保育の必要性の認定」(施設等利用給付認定)を受けている人で、令和6年4月から6月までの間に施設などを利用した人は、償還払い(キャッシュバック)の手続きが必要

です。  
該当する人は、請求書に「特定子ども・子育て支援提供証明書兼利用料領収証明書」などの必要書類を添えて、市へ請求手続きをしてください。

詳細は、市ホームページをご確認ください。

### ▽子ども家庭課

0869・24・8004



市ホームページ

人権擁護委員が法務大臣から委嘱されました

人権擁護委員は、啓発活動やなやみごと相談など、人権擁護活動を行っています。

日下 秀子さん  
(再任・長船町土師)

※任期は令和6年7月1日～令和9年6月30日



### 防犯カメラの設置費用を補助します

通学路などにおける子どもを狙った犯罪などの防止を図り、犯罪の起きにくい環境を整備するため、自治会などが行う防犯カメラの設置に要する経費を補助します。

通学路およびその周辺の公共空間に防犯カメラを設置する事業が対象です。個人や企業の敷地内、鉄道駅の構内、商業施設内、ごみステーション、駐車場および駐輪場などを撮影するものは含みません。

### 漏水の早期発見に努めましょう

漏水は、少量であっても長期間放置すれば、大きな使用水量につながります。

使用水量が多いと感じたときは、蛇口を全部閉めて水道メーターを確認してください。

水道メーターの中のパイロット(銀色の円盤)が回っていたら、漏水の可能性がりますので、市が指定する給水装置工事業者(指定工事店)へ調査・修理を依頼してください。

なお、調査・修理などには費用がかかりますので、指定工事店と相談の上、ご依頼ください。

宅地内での水道管のひび割れや給水器具(蛇口・温水器など)の故障などにより漏水した場合は、漏水分の水道料金は使用者負担となります。



水道メーターの自主点検を行いましょ

ただし、地下や壁の中での漏水の場合、指定工事店が修理すると、使用水量認定(減量)の対象となることがありますので、上水道業務課へご相談ください。

なお、指定工事店以外の業者や個人で修理した場合は対象になりません。

平素から水道メーターの自主点検を行い、漏水の早期発見に努めましょう。

料金、使用水量認定については上水道業務課までお問い合わせください。

### ▽上水道業務課

0869・22・1325

お知らせ

募集

催し物

相談

▽社会教育課  
0869・34・5605



市ホームページ



7月は熱中症予防強化月間です

# 熱中症に 注意しましょう



毎年、7月から8月にかけて熱中症による救急搬送が増加します。  
 昨年、市消防本部管内の熱中症による救急搬送は60人で、この人数は年々増加傾向にあります。高齢者の屋内での熱中症も多くみられ、屋内外を問わない熱中症予防が重要です。  
 命を守る行動として、普段から熱中症予防に努めましょう。

熱中症予防のために

- こまめに水分を補給する
- エアコンや扇風機をためらわず使用する
- 通気性のよい、吸湿性・速乾性のある素材の衣服を着用するなど服装を工夫する
- 夜間もエアコンや扇風機を適度に使い、寝ている間の熱中症に注意する



熱中症の症状として頭痛や吐き気などが強く、意識状態が悪い場合は、ためらわず救急車を呼びましょう。



消防本部警防課  
☎0869-22-1492

## くらしの中のエコろがけ デコ活



生活環境課  
☎0869-22-1899

デコ活とは

「デコ活」とは、二酸化炭素(CO2)を減らす脱炭素(Decarbonization)、環境に良いエコ(Eco)を含む「デコ」と、活動・生活を意味する「活」を組み合わせた言葉です。国の掲げる2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイルの転換を後押しするための新しい国民運動です。

出典：環境省地球環境局「デコ活」～くらしの中のエコろがけ～脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動

身近にできるデコ活

夏は冷房などで電気をたくさん使う季節です。家庭で簡単にできる節電対策を紹介します。

こまめにスイッチオフ

照明や電気機器を使用しないときはスイッチを切りましょう。

冷房は工夫して使おう

必要以上に設定温度を下げなくても、カーテンや扇風機と一緒に使うことでエアコンを効率よく使うことができます。

※熱中症には注意し、無理のない範囲で取り組んでください。

冷蔵庫はスッキリ収納

冷蔵庫に詰め込みすぎずスッキリ収納することで効率よく冷やすことができます。

省エネ性の優れた製品への買い替え

古い家電製品は省エネ性能が低いため、最新の省エネ家電に買い替えることで、電気代の節約につながります。

市では、特に消費電力の大きいエアコン・給湯器の買替に対して、今年度から補助制度を開始しています。詳細はこちらから▶



市ホームページ

国民健康保険税の  
算定方法を一部変更

国民健康保険税の賦課限度額の引き上げ

国の法令改正により、令和6年度から国民健康保険税の賦課限度額(課税上限額)を引き上げます(表1)。

5割軽減と2割軽減の対象基準を拡大

前年中の所得が一定の基準額以下の世帯に対して、国民健康保険税の平等割額と均等割額を軽減する制度があります。軽減割合の種類は7割・5割・2割で、4月1日の世帯の被保険者数と、前年所得で軽減割合を判定します。

国の法令改正により、令和6年度から国民健康保険税軽減の基準額が改定され、5割軽減と2割軽減の対象世帯が拡大しています。ただし、7割軽減の対象基準は変更ありません(表2)。

国税務課  
☎0869-22-1114

表1 国民健康保険税の賦課限度額(課税上限額)

区分	現行	改正後
医療給付費分	65万円	65万円
後期高齢者支援金分	22万円	24万円
介護納付金分	17万円	17万円
合計	104万円	106万円

表2 5割軽減・2割軽減対象基準額

軽減割合	令和5年度までの基準額	令和6年度からの基準額
5割	43万円 + 29万円 × 被保険者数	43万円 + 29.5万円 × 被保険者数
2割	43万円 + 53.5万円 × 被保険者数	43万円 + 54.5万円 × 被保険者数



ねんきんのおはなし♪

## 国民年金保険料免除の申請について

経済的な理由などで納付が困難な場合、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の時に受け取れる障害基礎年金や遺族年金の受給資格を確保できます。

●免除・納付猶予申請

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合や失業などの理由がある場合、申請により保険料の納付が全額免除または一部免除となります。また、50歳未満の人は審査により納付が猶予される場合があります。

●学生納付特例

大学(大学院)、短大、高等学校などに在学する学生の人申請できます。

【申請期間】

過去期間：申請書が受理された月から2年1カ月まで

将来期間：翌年6月分まで

※1月から6月に申請したときは、その年の6月分まで  
 ※学生納付特例は年度末まで

令和6年度分(令和6年7月から令和7年6月まで)は令和6年7月1日以降に申請できます。その他にも、失業や新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し納付が困難な人向けの特例制度もあります。詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。

国民年金医療給付課

☎0869-22-1790

岡山山東年金事務所

☎086-270-7925

(自動音声案内2-2番)



日本年金機構  
ホームページ

## 障害のある人へのサービス

障害のある人へのサービス（事前申請が必要）を紹介いたします。対象者、条件などにより、サービスを受けられない場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

### ① 運賃の割引など

【運賃の割引】  
電車やバス、タクシーなどを利用する場合に手帳を提示すれば、運賃の割引が受けられます。

▽対象者 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者

### 【福祉タクシー利用券】

在宅の重度障害者に対して、タクシー料金の一部を助成する福祉タクシー利用券を交付しています。

▽対象者 在宅の身体障害者手帳1・2級所持者および療育手帳A所持者

### ② 医療費の助成

【育成医療・更生医療】  
障害の軽減などのため、治療・手術を受ける場合、医療

費の一部が医療保険と公費で助成されます。

▽対象者 18歳未満の身体に障害や疾病を有する児童、18歳以上の身体障害者手帳所持者

### 【精神通院医療】

病院などに通院する場合、医療に要する費用の一部が医療保険と公費で助成されます。

▽対象者 通院医療を受けている精神障害のある人

### ③ 各種手当など

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、障害児福祉年金があります。

### ④ 障害福祉サービス（事前相談必要）

障害の程度に合わせたサービスを受けられます。

種類	内容
居宅介護	自宅で入浴・排泄・食事などの支援をする
短期入所	夜間も含めた短期間、施設で介護をする
生活介護	介護・創作活動などを行う
就労継続支援	就労や生産活動などの機会を提供し支援する
障害児通所支援	日中、日常生活動作や適応訓練を行う

⑤ 地域生活支援事業（事前相談必要）

【意思疎通支援事業】  
手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

▽対象者 聴覚障害のある人

### 【日常生活用具事業】

ストマ用具、紙おむつ、歩行支援用具などの用具が給付されます。

▽対象者 身体障害者手帳所持者、難病患者

### 【成年後見制度利用支援事業】

申立費用、後見人報酬などに対して費用の助成などを行います。

### 【その他】

日中一時支援、移動支援、訪問入浴、地域活動支援センターなどの制度や、障害者自動車運転免許取得および自動車改造助成の制度があります。

### ⑥ 補装具の支給

日常生活に必要な身体機能を補うための車いすや装具などの購入、修理、借り受けへの補助が受けられます。

▽対象者 身体障害者手帳所持者、難病患者

⑦ 障害福祉サービス通所者交通費助成金交付

障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）へ鉄道、バスなど公共交通機関で通所している障害者に対し、交通費の一部を助成します。

※本人が運転する自家用車、自転車、徒歩での通所、事業所の送迎の人は対象外

### ⑧ 有料道路通行料金の割引

障害者（児）（介護者）が有料道路を利用する際、割引を受けることができます。

### ⑨ ほっとパーキングおかやま

車いすマークの駐車場を利用することができます。

### ⑩ 福祉有償運送

単独で公共交通機関の利用が困難で、移動に制限がある人に対し、低料金で福祉車両での送迎（乗降介助を含む）をします。事業者への事前登録が必要です。

### ⑪ 身体・知的障害者相談員

身体障害者相談員（10人）、知的障害者相談員（3人）を各地域に配置しています（左表参照）。

#### 身体障害者相談員（10人）

氏名（しめい）	地域	相談先☎（市外局番 0869）
大森 進（おおもり すずむ）	邑久	22-1965
木村 晴子（きむら はるこ）		22-0646
雪上 緑（ゆきう え みどり）		22-0705
砂場 邦彦（すなば くにひこ）		090-5376-9497
川井 佳子（かわい けいこ）		22-2338
岸野 康人（きのの やすと）	牛窓	22-1498
久保木 多喜子（くぼき たきこ）		34-3534
高牟禮 佑而（たかむれ ゆうじ）		080-2935-0968
小山 恵（こやま めぐみ）	長船	26-3416
初治 仁子（ういじ ひとこ）		26-2579

#### 知的障害者相談員（3人）

氏名（しめい）	地域	相談先☎（市外局番 0869）
藤林 小百合（ふじばやし さゆり）	邑久	22-9777
廣田 文子（ひろた ふみこ）	牛窓	34-2153
大塚 真理子（おおつか まりこ）	長船	26-3695

### ⑫ 岡山県障害者スポーツ大会

障害のある人が競技などを通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、障害に対する正しい理解と認識を深めることを目的に開催しています。

### ⑬ 発達障害児・者支援

発達障害の人および家族に対する専門相談、交流会を行っています（専門相談は要予約）。

### ⑭ ヘルプマーク・ヘルプカード

義足などを使っている人や内部障害の人、妊娠初期の人など、援助や配慮が必要なことが外見から分かりにくい人が、周囲に配慮を必要としていることを知らせるためのものです。福祉課などの窓口で交付しています。

瀬戸内市地域自立支援協議会では市内の障害福祉サービス事業所などの情報を提供しています。詳しくは市ホームページをご覧ください。

また、障害福祉サービスなどをまとめた冊子は福祉課にあります。

### 【福祉課】

☎0869・24・8847  
FAX 0869・24・8840

## 瀬戸内市スポーツ協会 主催教室のご案内

次のとおり、瀬戸内市スポーツ協会主催の教室が開催されます。いずれの教室も、市内・市外どなたでも参加可能です。

参加を希望する人は、電話で事前にスポーツ協会へ直接お申し込みください。

### ■ ブルウォーキング&水中トレニング

▽日時 7月30日、8月6日、20日、27日（すべて火曜日）午後3～4時

▽場所 邑久B&G海洋センタープール

▽定員 20人

▽料金 1回ごと500円

### ■ 夏休み短期水泳教室

▽開催日 8月2日（金）、3日（土）、4日（日）

▽場所 邑久B&G海洋センタープール

▽定員 16人

### 【水慣れコース】

▽時間 午前9時～午前9時45分

▽定員 16人

## せとうちデジマップを公開しました

地図や画像を利用して、市の行政情報や地域情報を市民の皆さんにわかりやすく提供するインターネットサイトを「せとうちデジマップ」を公開しました。

ハザードマップや公共施設マップ、消火栓マップなど、暮らしに役立つ情報をパソコンやスマートフォン、タブレットからご覧いただけます。視覚的にわかりやすく情報を検索できますので、ぜひご利用ください。



せとうちデジマップ

☎0869・24・7567

## 消費生活 安心ほっとライフ

### ネットの価格と全然違う!? 害虫・害獣駆除のトラブルにご注意



不十分なので解約したい。

#### <トラブルにあわないためのアドバイス>

- ・極端に安い価格を表示するサイトや広告には注意。複数見積もりを取って比較・検討する時間を与えない事業者とは契約しない。
- ・クーリング・オフなどができる場合がある。
- ・困ったときやトラブルにあったときは、市消費生活センターなどへ相談する。

☎瀬戸内市消費生活センター ☎0869-24-8011  
※消費生活相談は『消費者ホットライン☎局番なし188（いやや!）』も利用できます。

ゴキブリやハチなどの害虫や、ネズミなどの害獣を駆除してもらう、いわゆる「害虫・害獣駆除サービス」に関する相談が、寄せられています。

インターネットの検索で見つけた格安料金を提示する業者に依頼したところ、ネットの表示とかけ離れた高額料金を提示される事例が多くみられます。

#### <事例>

- ゴキブリが出て怖くなりネットで見つけた格安業者に依頼したら高額だった。
- ゴキブリ駆除の中断を求めても聞き入れてもらえず高額料金を請求された。
- ハチに刺されて死ぬと言われ不安になり駆除依頼したが高額なので解約したい。
- 不安をあおられネズミ駆除を依頼したが作業内容が

協働提案事業等成果報告会を開催します

令和5年度に実施した協働提案事業および学生等チャレンジの成果報告会を開催します。地域活動に興味・関心のある人はぜひご参加ください。

▽日時

7月25日(木) 午後1時30分～午後4時15分

▽場所

ゆめトピア長船

▽内容

令和5年度に市から補助金を受けて実施した協働提案事業(8事業)と学生等チャレンジ(1事業)について、市民活動団体などがその成果を報告します。

※当日の進行状況により終了時間などが変更になる場合があります。

※詳細は市ホームページをご確認ください。



市ホームページ

企画振興課

☎0869・22・1031

募集



定年帰農者等促進支援事業の募集について

農地を将来にわたって持続的に活用する多様な担い手を確保することを目的として、定年退職などを迎え、農業経営を開始する人が導入する機械・設備などの初期投資費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

対象となる機械・設備や応募方法などの詳細は市ホームページをご確認ください。

▽応募資格

- (1)55歳以上65歳未満の人
(2)概ね1ヘクタール以上の農地を経営する計画を有する人
(3)地域集落の中心的な担い手として、今後10年以上農業経営を継続する意志のある人
(4)市内に住所を有する人
(5)本人または農地法第2条第2項に該当する世帯員などが市内に農地を10アール以上所有していること
(6)退職またはそれに準ずる日

がん患者に対し医療用補整具の購入費の一部を助成します

令和6年4月1日から、がん治療に伴う外見の変化に対応する医療用補整具の購入費の一部を助成する制度が始まりました。

▽助成対象者

(次のすべてに該当する人)

- ・がん患者であること
・申請日において、瀬戸内市に住民登録があること
・助成対象者及び同一世帯に属する者が市税を滞納していないこと

▽助成対象となる用品

- ・医療用ウィッグ
※全頭用の医療用ウィッグ(頭皮保護ネットを含む)
・乳房補整具
※補整下着(パッド単体を含まず)
・人工乳房等の胸部補整具

▽助成対象経費

令和6年4月1日以降に購入した医療用補整具の購入費 ※ただし、付属品及びケア用品の購入費・購入に係る送料や手数料を除く

▽助成金の額 対象経費の2分の1、千円未満切り捨て(上限3万円) ※助成対象者一人につき、医療用補整具ごとに1回限り

▽申請に必要なもの

【共通】

- ・交付申請書(市ホームページ、健康づくり推進課窓口で入手できます)
・領収書の写し
・購入費の内訳、購入年月日、製造会社及び製品名などが記載された書類

・助成が決定した場合の振込先となる申請者名義の口座がわかるもの(通帳など)

【医療用ウィッグの場合】

- ・脱毛の副作用を伴うがん治療を行ったことがわかる書類
・全頭用の医療用ウィッグであることがわかる書類

【乳房補整具の場合】

・がん治療による乳房切除を行ったことがわかる書類

▽申請期限

購入日の属する年度内 ※やむを得ない事情で年度内に申請できない場合は、健康づくり推進課へご連絡ください。

市民後見人になりませんか

権利擁護センターはとせとうちでは、認知症や障がいにより判断能力が十分でない人の権利を守り、身近な立場で支援する「市民後見人」の養成研修事前説明会を開催します。

成年後見制度や市民後見人に関心のある人は、電話または左記二次元コードから申し込みの上、ぜひご参加ください。

▽日時

7月29日(月) 午前10時～午前11時30分(午前9時30分受付開始)

▽場所

市総合福祉センター

▽定員

30人(先着順・定員になり次第締切)

▽参加費

無料

▽申込期限

7月23日(火)



市ホームページ

企画振興課

☎0869・22・3934



市ホームページ

詳しいは、市ホームページをご覧ください。

健康づくり推進課

☎0869・24・8031

花火・火遊びによる火災を防ぎましょう

夏は家族や友人と花火をする機会が多くなります。楽しい思い出になるよう決められたルールを必ず守り、安全に気を付けて遊びましょう。

■花火をするときに注意すること

- ・水の入ったバケツ、ゴミ袋、ロウソクを準備する(マッチやライターは危険)
・燃えやすいものがある場所は避け、広い場所で行う
・花火が禁止されている場所ではないかよく確認する
・花火を人や物に絶対に向けない
・フリルが付いた服などは火

■打ち上げ花火をするときに注意すること

- ・明るい場所で点火確認する
・火を付けた後はすぐに離れる
・途中で火が消えてものぞきこまないようにする
・打ち上げ花火が飛ぶ方向をよく確認して使用する
■花火を処分するときは、使用した花火はもちろん、未使用の花火も、処分する際は数日水の入ったバケツにつけてから処分しましょう。



消防本部予防課

☎0869・22・1493

『太陽光パネル・蓄電池』の共同購入参加者募集中!



みんなのおうちに太陽光

瀬戸内市をはじめ岡山県内の7市町を対象とした、太陽光パネルや蓄電池を共同で購入するキャンペーンを実施しています。

共同購入とは、太陽光パネルと蓄電池の購入希望者を募り、一括して発注することで、個人で購入するより安い費用で購入できる仕組みです。

電気代の削減が期待でき、災害時の電気の確保にも役立ちます。詳しくは、下記事務局へお問い合わせください。

▷参加登録期間 9月5日(木)まで

※瀬戸内市が行う太陽光パネルなどの補助金制度の対象となる場合があります。

補助金制度については、生活環境課までお問い合わせください。



専用WEBサイト

みんなのおうちに太陽光事務局 ☎0120-623-100

受付時間:午前10時～午後6時(土・日・祝日を除く)

瀬戸内市 みんなのおうちに太陽光

検索

傾聴ボランティア養成講座

相手の言葉に耳を傾け、心で聴いて受け止める「傾聴」。地域生活支援センタースマイルでは、福祉施設などで「傾聴ボランティア」として活動することを希望する人を対象に、傾聴のコミュニケーション技法を学ぶことができる講座を開催します。

※事前申し込みが必要です。
▽日時 9月5日、12日、19日、26日、10月3日、10日、(いずれも木曜日)
午前10時～正午

▽場所 瀬戸内市地域生活支援センタースマイル
▽対象者 なるべく全日程受講できる人
▽講師 森口章氏(岡山県公立学校学校カウンセラー)

▽定員 20人(先着順・定員を超えた場合のみ連絡)
▽参加費 無料
▽申込 瀬戸内市地域生活支援センタースマイル

☎0869・22・9600

催し物

瀬戸内市立美術館 展覧会

造形作家 玉田多紀
海のいきもの
ダンボール物語より

玉田多紀は、古紙段ボールを制作の素材としてアートに魅了され、生命力あふれる生き物たちを生み出す造形作家です。段ボールの強度と柔軟性に魅了され、見る人を惹きつける立体作品を17年以上にわたって制作し続けています。SDGsが社会テーマにもなっている今、リサイクルが可能な段ボールを使い、海の環境問題、海の絶滅危惧種など海をテーマとする作品を取り上げています。そしてこの「物語」は、海の豊かさを守ることにつながっていきます。

▽開催期間 7月13日(土)～9月1日(日)
▽観覧料 一般600円、団体(20人)



玉田多紀「his problems 2020」他

以上・65歳以上500円、小学生300円、未就学児無料

▽開館時間 午前9時30分～午後5時(入館は午後4時30分まで)

▽休館日 毎週月曜日(月曜日が祝日・振替休日の場合は開館、翌日休館)

▽場所 瀬戸内市立美術館
瀬戸内市立美術館
☎0869・34・3130

第1回市民講座を開催します

運動指導士を講師に招き、運動を中心とした実技と講話を行う市民講座を開催します。

運動には体の機能改善や生活習慣病の予防など、さまざまな効果があります。普段運動をしていない人は体を動かすきっかけにしてみませんか? 運動をしている人も、運動の効果を再確認する機会としてぜひご参加ください。

※申込不要
▽日時 7月30日(火)
午前10時～正午

▽場所 長船町公民館(ゆめトピア長船内)

▽対象者 市内在住のおおむね65歳以上の人
▽講師 O S Kスポーツクラブ 石尾運動指導士
▽参加費 無料

▽お問い合わせ 長寿課
☎0869・24・8869



備前長船刀剣博物館 夏季特別展

瀬戸内市誕生20周年記念特別展 瀬戸内市の名宝展

夏季特別展「瀬戸内市の名宝展」を7月27日(土)から開催します。

瀬戸内市は、神功皇后や足利尊氏、宇喜多直家といった著名な人物が関わるなど、さまざまな歴史を積み重ねてきました。このため、国や県指定の文化財が岡山市、倉敷市に次いで多く、歴史文化資源が豊かに残る地域です。

本展では、市の誕生20周年を記念し、国宝「太刀無銘一文字(山鳥毛)」をはじめとする市内の重要文化財指定の刀剣や武具などを一堂に集め、優品を紹介するとともに、文化財が語る市の歴史を紹介します。

▽期間 展示作品を一部変えて、前期・後期展に分けて開催します。後期展のみ、事前予約制となっておりますのでご注意ください。

相談

もの忘れ相談会を開催します

もの忘れや認知症が心配な本人または家族を対象に、もの忘れ相談会を開催します。認知症は誰にでも起こりうる脳の病気です。初期の段階で治療を行うことにより、症状が改善したり、進行を遅らせたりすることができるとあります。また、検査をすることで別の病気が見つかることもあります。

みんなの力で海岸をきれいに!

リフレッシュ瀬戸内

「リフレッシュ瀬戸内(海岸清掃)」を実施します。美しいまちづくりを推進するため、皆様のご協力をお願いします。

▷日時 7月23日(火)
午後5時30分～午後6時(小雨決行)

▷場所
・牛窓町牛窓 庭江海岸
・邑久町虫明 扇海岸

▷集合場所 現地(いずれかの海岸)
※ごみ袋・軍手は市で用意します。

▽建設課
☎0869-22-2099



瀬戸内市 こどもひろば

市では、外遊びの支援を通じて、子どもの育ちを市民や市全体で見守る「こどもひろば」を推進しています。「こどもひろば」の開催に関する詳しい情報は「子育て応援サイト」で発信しています。



「砂浜であそぼう!こどもひろば」の様子(令和6年4月牛窓海水浴場)

▽こども家庭課 ☎0869-24-8015

季節ならではの遊びを楽しもう!



市ホームページ「子育て応援サイト」

相談

もの忘れ相談会を開催します

もの忘れや認知症が心配な本人または家族を対象に、もの忘れ相談会を開催します。認知症は誰にでも起こりうる脳の病気です。初期の段階で治療を行うことにより、症状が改善したり、進行を遅らせたりすることができるとあります。また、検査をすることで別の病気が見つかることもあります。

「同じものを何度も買ってしまふ」「探し物をするのが増えた」など気になることや困ったことがあれば、自分や家族だけで抱え込まず、お気軽にご相談ください。

相談は予約制(1人約30分)です。電話、FAX、市ホームページのメールフォームで相談者の氏名と連絡先をご連絡ください。

▽日時 7月25日(木)
午後1時30分～午後3時

▽場所 市総合福祉センター
▽相談対応職員 保健師、社会福祉士、看護師など

▽相談料 無料
▽予約期限 7月19日(金)

▽申込 トータルサポートセンター
☎0869・22・3800
FAX 0869・22・3801



市ホームページ

ミニ手話コーナー

「手話で【オリンピック】を表現してみよう!!」

Hand sign instructions for Olympic rings and torch. Includes illustrations of hand positions and a QR code for a video guide.

イラスト協力はっし

二次元コードを読み込んでみよう!



今月の手話が動画で見られます